

# 「高濃度 PCB 廃棄物に係る保管場所の変更に係る大臣 確認審査基準等」の策定及び意見募集の実施結果について



ポリ塩化ビフェニル(以下 PCB)廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に規定する高濃度 PCB 廃棄物の保管場所の変更禁止に係る特例として、特別措置法施行規則で定める環境大臣の確認に係る行政手続法に規定する審査基準等が策定されました。

保管事業者は、確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める場合を除き、原則、PCB 廃棄物は都道府県市に届け出た保管場所を変更してはならないとされています。保管場所を変更できる例外は JESCO 事業区域内の保管場所の移動及び一定条件下で環境大臣の確認を受けた場合です。

- ①災害による保管の場所の損壊により、従前の保管の場所において、保管基準の遵守が困難となった等の外部事情が発生した場合
- ②事業所の統廃合など、保管事業者内部で状況変化が発生した場合

変更後の保管場所において、廃棄物処理法に定める保管基準に適合した適正な保管が可能であることに加え、変更後の保管場所が属する JESCO 事業区域で高濃度 PCB 廃棄物を処理期限内に適正に処理することが可能であることの確認が必要になります。環境省は上記の確認を保管場所変更先の都道府県市、JESCO 等に協力を求め行います。

当社では、絶縁油中の PCB 分析について、今まで多くのお客様からご依頼を頂くと共に、多検体、短納期の体制で行っております。是非お任せ下さい。

資料 平成 29 年 1 月 10 日付 環境省報道発表資料

研究開発箇所 佐藤旭

